

令和3年藤枝市議会定例会2月定例会議会

建設経済環境委員会委員長報告書

(議案審査)

令和3年3月19日

[本 会 議]

建設経済環境委員会に付託されました、議案9件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第3号議案

「令和3年度藤枝市土地取得特別会計予算」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第7号議案

「令和3年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計予算」について申し上げます。

初めに、

「歳入2款2項1目 とちうりはらい 土地売払収入について、令和3年度中に、進出企業6社すべてから入金されるのか。」という質疑があり、

これに対して、

「6社すべてから入金され、令和3年度中に事業が完了する見込みである。」

という答弁がありました。

次に、

「事業全体の収支について伺う。」

という質疑があり、

これに対して、

「市は、静岡県企業局に対し、事業費約33億円を負担するが、企業6社からの土地売払い収入及び静岡県からの補助金により、収支はプラスになると見込んでいる。」

という答弁がありました。

建設経済環境委員会として（一言）、本事業は、特定財源をも活用し、収支も赤字にならないように、しかも短期間で大きな成果をあげていることを高く評価するところでございます。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案

「令和3年度藤枝市水道事業会計予算」について
申し上げます。

初めに、「収益的支出の1款1項4目、

かしだおれひきあてきんくりいれがく
貸倒引当金繰入額について

未収金を発生させないために、どのような取り組みをさせて
いるか伺う。」

という質疑があり、

これに対して、

「2回支払いが滞った利用者に対しては、連絡や通知をし、
最終手段として給水停止の処置を行っている。

支払い困難な市民には分納計画を立て、少しずつでも払っ
ていただくよう呼び掛けていく。」

という答弁がありました。

次に、

「資本的支出の1款1項2目水源施設改良事業費について、老朽化した旧簡易水道の修繕および耐震化等の進捗と、それにかかる経費を伺う。」

という質疑があり、

これに対して、

「^{とのにしのたいら}殿西ノ平と、朝比奈中央という、2つの旧簡易水道を、1つに集約した施設を造る。^{はいすいち}配水池や^{すいげんち}水源地などの全体更新経費として、約7億円を見込んでいる。

また、殿の旧簡易水道で石綿管が使用されている部分の布設替えと、その他の旧簡易水道の管路の布設替えなどの経費として、約2億円を見込んでいる。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第10号議案

「令和3年度藤枝市下水道事業会計予算」について
申し上げます。

初めに、「収益的支出の1款1項2目 施設費中、
生ごみ実証実験業務委託について、実験の目的と内容を伺
う。」

という質疑があり、

これに対して、

「実験の目的は、生ごみを浄化センターで受け入れること
により、クリーンセンターへ搬入する燃やすごみの量を
減らすこと、更に消化ガスの発生量を増加させることであ
る。

令和2年度は、生ごみをスラリー化したものを、
実験用施設に投入し、四季それぞれの消化ガス発生量の
変化について基礎データの収集を行った。

令和3年度は、スラリー化した生ごみを、
実機じっきによるテストとして、浄化センターの消化タンクに
投入し、

どの程度負荷がかかるかという実験を行う予定である。」
という答弁がありました。

次に、

「収益的支出の1款1項5目 そうがかりひ 総係費中、
ディスポーザ設置費補助金について、
補助金の上限額を5万円から10万円に上げ、
今後普及促進していくために、
どのように啓発していくか伺う。」
という質疑があり、

これに対し、

「広報ふじえだでの啓発と、直接工事を行う
排水設備指定工事店に説明をすることで、
業者から市民への働きかけを行う。

また、下水道課でディスポーザを設置した
家庭用シンクを購入し、市民が集まる各種イベントで
デモンストレーションを行うことで、
啓発していきたいと考える。」
という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案

「藤枝市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例」
について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第31号議案

「藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 3 2 号議案

「藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例」について
申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第 3 3 号議案

「市道路線の廃止について」及び

第 3 4 号議案

「市道路線の認定について」申し上げます。

この 2 つの議案は関連があるため、一括での審査と
いたしました。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原
案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。